平成２４年（フ）第４６４号
千葉県柏市酒井根５丁目18番19号　グランドール柏南Ｃ―201号
債務者　星　　昭二
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９号
兵庫県洲本市宇山１丁目３番46号　市営住宅宇山１団地501号
債務者　佐藤重友樹
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第３０号
兵庫県洲本市宇山１丁目３番46号　市営住宅宇山１住宅団地501号
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第５５号
佐賀県唐津市旭が丘20番８―402号　旭が丘市営住宅
債務者　新庄　富枝
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第６０号
佐賀県唐津市桜町884番地67　Ｍハイツ Ａ―３号
債務者　高崎　和人
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第６１号
佐賀県唐津市原842番地１
債務者　山下　太一
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１１８９号
名古屋市中川区吉津５丁目1301番地　松下南荘１棟411号
債務者　中本　登晴
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８７号
神戸市西区池上１丁目12番地の１　Ａ―204号
債務者　竹　　信一
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８８号
神戸市西区池上１丁目12番地の１　Ａ―204号
債務者　竹　　朱美
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３５号
神戸市東灘区御影山手２丁目２番12号　ナショナルハイツ13号
債務者　黒田　佑季
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４２号
神戸市垂水区福田１丁目８番18号
債務者　森木　通泰
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３号
鹿児島県鹿屋市新生町27―20―１、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市古前城町４番３号
債務者　宇都八重子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
松江市淞北台34番２―248号　２号棟、前住所松江市東朝日町203番地６
債務者　米田　真一
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１００号
松江市八雲町日吉３番地25
債務者　井上　智洋
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２０４号
名古屋市北区大曽根１丁目23番14号　スズランハイツ602号、従前の住所名古屋市北区憧旛町２丁目37番地の１　若葉ハイツ301号
債務者　井上　圭子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０号
熊本県玉名市大倉1302番地１
債務者　山科栄恵子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第５０号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2639番地２
債務者　宮内　勝久
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部